

平成21年度 国土交通省関係補正予算の概要

平成 21 年 12 月 15 日

平成21年度補正予算(第2号)のポイント

国土交通省関係補正予算(第2号)計上額総計 国費 5,145億円

1. 経済対策による追加

(1)環境

◇「エコ消費3本柱」の推進

- ・事業用自動車に係る環境対応車への購入補助の延長 国費 305億円
- ・住宅版エコポイント制度の創設 国費 333億円

(他に経済産業省、環境省計上分 667億円がある)

◇成長戦略への布石

- ・地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興 国費 11億円
- ・海上交通の低炭素化促進 国費 50億円

(2)景気

◇金融対策

- ・下請建設企業の経営を支えるための金融支援 国費 47億円

◇住宅投資

- ・優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利引下げ及び住宅融資保険の保険料率引下げ

国費 4,000億円

(3)生活の安心確保

- ・災害復旧等 国費 392億円

2. その他の追加

- ・外国船舶油等防除対策 国費 7億円

○国庫債務負担行為(ゼロ国債)

・公共事業の発注平準化措置として、いわゆるゼロ国債(当該年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能)により効率的な執行を促進 事業費 2,503億円

住宅版エコポイント制度の実施について

平成 21 年 12 月 15 日

平成21年12月8日に閣議決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを発行する制度(住宅版エコポイント制度)の創設が掲げられました。

住宅版エコポイントのポイント発行対象については、「平成 22 年 1 月 1 日以降に工事に着手した住宅で、補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたもの」を対象とすることとしてきましたが、今般、新築住宅については、「経済対策の閣議決定以降(平成21年12月8日以降)に建築着工した住宅で、補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたもの」を対象とすることとしたので、お知らせいたします。

なお、ポイントの発行方法や還元方法等制度の詳細は決まり次第、改めてお知らせいたします。

■エコポイントの発行対象

補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅が対象
(ただし、エコ住宅の新築については、平成 21 年 12 月 8 日以降に建築着工したものに限る。)

(1) エコリフォーム

- ・ 窓の断熱改修(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
- ・ 外壁、天井又は床の断熱材の施工

※ これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合、ポイントを加算

(2) エコ住宅の新築

- ・ 省エネ法のトップランナー基準(省エネ基準+ α (高効率給湯器等))相当の住宅
- ・ 木造住宅(省エネ基準を満たすものに限る)

住宅版エコポイント

三省合同事業

(経済産業省・国土交通省・環境省)

■ エコポイントの発行対象

補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅が対象(ただし、エコ住宅の新築については、平成21年12月8日以降に建築着工したものに限り。)

- ① エコリフォーム
 - ・ 窓の断熱改修(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
 - ・ 外壁、天井又は床の断熱材の施工
- ※ これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合、ポイントを加算

② エコ住宅の新築

- ・ 省エネ法のトップランナー基準(省エネ基準+ α (高効率給湯器等))相当の住宅
- ・ 木造住宅(省エネ基準を満たすものに限り)

■ エコポイントの交換対象

- 家電エコポイントの交換対象商品等

・ 商品券・プリペイドカード(環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード)
・ 地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品)
・ 省エネ・環境配慮に優れた商品 など

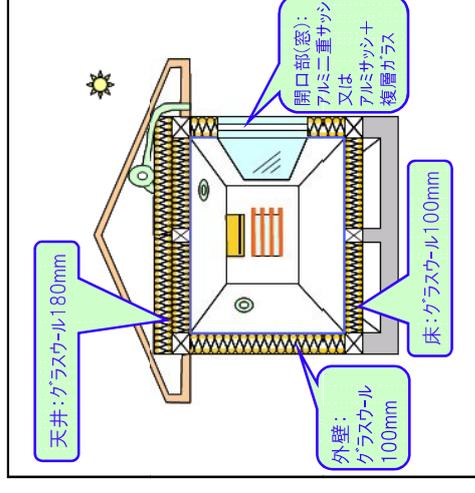
※ 家電エコポイントに比べ、発行されるポイント数も大きくなくなることから、交換対象を多様化する予定



二重サッシ



複層ガラス



省エネ基準を満たす住宅のイメージ
(戸建木造住宅・東京の例)